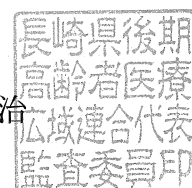


長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程をここに告示する。

令和5年3月24日

長崎県後期高齢者医療広域連合

代表監査委員 三 縄 周 治



長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報保護条例施行規程（平成19年監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

本文中「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号）」を「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第2号）」に、「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第4号）」を「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年広域連合規則第3号）」に改める。

附 則（令和5年3月24日監査委員告示第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。